令和 2 年 3 月 3 1 日 第 1 2 1 8 1 号

1015]	目次	担当課(室)
†)	同 山 県 2 幸 - - - - - - - - - - - - -	在 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	〇 指定代理納付者の指定	税務課
		自 果		T †
	E	打 兰 雪瓜 〈 竺 〉	■ ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申(2g 髪髪20 髪系の 50 元	景竟管理 課
	【規則】		青春年发力言《曹古刀で木文金》更《明古	力 行 五
	〇 岡山県自然保護条例施行規則の一部を改	自然環境課	○ 岡山県外来医療に係る医療提供体制計画	医療推進課
	正する規則		の策定	
	〇 岡山県立美術館条例施行規則の一部を改	文化振興課	○ 岡山県医師確保計画の策定	IJ
	正する規則		〇 保安林の解除予定	治山課
	〇 岡山県労働委員会事務局の組織及び事務	労働委員会	\(\text{\text{\$\sigma}}\)	,,,
	処理に関する規則の一部を改正する規則		○ 土地収用法に基づく事業の認定	監理課
	(以上県例規集登載)		O II	,,
	【訓令】		○ 道路の区域変更	道路整備課
	○ 岡山県副知事の主として担当する事項	行政改革推進室	\(\circ\)	,,
	〇 岡山県情報システム運営規程の一部改正	情報政策課	〇 道路の供用開始	"
	(以上県例規集登載)		○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可	都市計画課
	【告示】		\(\circ\)	II
	〇 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改	行政改革推進室	〇 構造計算適合性判定を委任した指定構造	建築指導課
	正		計算適合性判定機関からの変更の届出	
	〇 一般乗合用のバスの取得に係る自動車取	県民生活交通課	【公告】	
1 11	得税の非課税措置の対象となる路線の指定		○ 公共測量の測量期間の変更	監理課
1 0	の一部改正		○ 道路の位置の指定	建築指導課
- 5 /	(以上県例規集登載)		○ n	II
124	〇 令和二年度自衛官第二次募集(自衛官候	危機管理課	○ 二級建築士の免許の取消し	JJ
77 71	補生)		○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	"
_				

令和2年3月31日 第12181号

13 / 14 2 - T	0),	· ·	. 1																			71	1 2 1	. 0 1 7
【公安委員会】(以上県例規集登載)	規程の一部改正	〇 岡山県個人情報保護条例の施行に関する	規程の一部改正	〇 岡山県行政情報公開条例の施行に関する	【警察本部】	(県例規集登載)	改正	〇 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部	【教育委員会】	(以上県例規集登載)	改正	〇 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部	改正する規則	〇 管理職員等の範囲を定める規則の一部を	る規則	〇 管理職手当に関する規則の一部を改正す	則の一部を改正する規則	○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規	【人事委員会】	(県例規集登載)	〇 岡山県企業局事務処理規程の一部改正	【企業局】	の完了	目次
		,,		県民応接課				教育委員会				,,		"		,,		人事委員会			総務企画課			担当課(室)
								· "	〇 土地収用の裁決手続の開始決定	【収用委員会】		〇 水産動植物の採捕についての指示	【海区漁業調整委員会】	委員会が必要と認める交通誘導警備業務	表の六の項の上欄の規定による岡山県公安	〇 警備員等の検定等に関する規則第二条の	(以上県例規集登載)	する規則	〇 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正	を改正する規則	〇 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部	を改正する規則	〇 岡山県行政情報公開条例施行規則の一部	目次
								"	収用委員会		会	海区漁業調整委員				生活安全企画課			交通規制課		"		"	担当課(室)

◎岡山県規則第三十四号

山県自然保護条例施 行規 則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次のように定め

令和二年三月三十一 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

Щ 然保護条例施行規則 護条例施行規則 (昭 和 \mathcal{O} 四十 部 八年 を改 岡 正 Щ する規則 県規則第六十七号) 0 を次

0

うに改正する。

第二十五条第一号中「ホまで」を「ヌまで」に改める。

 \mathcal{O} 項 の (チ) 中 - におい ・て」を 「チに おい 改 8 (カ)

の下に「(これらに附帯する建築物を含む。)」な

別表第二の 項中 ノをオとし、 ニからウまでをホから ノまでとし、 \mathcal{O} 次 次 \mathcal{O}

っに加える。

定する境界標を設置すること。 不動産登記規則 (平成十七年法務省令第十八号) 第七十七条第 項第九

別表第二の一の項に次のように加える。

五号) 絶滅のおそれのある野生動植物の 第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等 種の保存に関する法 (平成四年法律第七十 認定保護増殖事

業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。

Y 第一項に規定する保護推進事業 に工作物を設置すること。 山 . 県希少野生動植物保護条例 以下 (平成十五年岡 「保護推進事業」 山県条例第六十四号)第三十条 とい . ئ ٽ \mathcal{O} 実施 \mathcal{O}

7 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐため にカ メ ラその 他 \mathcal{O} 又

標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ケ 第七十八号) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防 第三章の規定による同法第二条第一 止に関す 項に規定する特定外 る法 (平成十六 来生物

「特定外来生物」 防除 た 力 メラその 他 \mathcal{O} 測 文は

くいその他これに類するものを設置すること。

項 别 ホ 表第二の 0 ように 中 加える。 「(平成: 六年法律第七十八号)」 を削 り、 同 を 同 項

お れ \mathcal{O} 0 保存に 関する法律第十条第 項 0 対規定に

十四条第二項 よる環境大臣 の許 又は同法第五条第一 規定による協議に係るも 可に係る木竹 項に規定する緊急指定種に係るも 0 \mathcal{O} を含む。) 同法第四条第三項に規定する国内希少 (同法第五

- 木竹 伐採すること。 山県希少野生動植物保護条例第十三条第一 0 同条例第八条第一 項に規定する指定希少野生動植物に係るも 項の 規定による知事 0 許 可
- チ 認定保護増殖事業等の 実施の ため に木竹を伐採すること。
- リ 保護推進事業の実施のために木竹を伐採すること。

る協議に係るも 四年法律第七十五号)」 別表第二の のを含む。)」を加え、 の項中ヲをヨとし、 を削り、 「もの」 同チの次に次 からルまでをヲからカまでとし、 の 下 に 「(同法第五十四条第二項の規定によ 0 ように加える。 同項チ中

- 木竹 損傷すること。 であつて、 山県希少野生動植物保護条例第十三条第 同条例第八条第一 項に規定する指定希少野生動 項の 規定による知事 0 可
- ヌ 認定保護増殖事業等 0 実施の ため に木竹を損傷すること。
- ル 保護推進事業の実施のために木竹を損傷すること。

別表第二の \mathcal{O} 項イ 中 「この号」 を「この項」 に、 「同項第七号」 を 同号」

別表第三 \mathcal{O} \mathcal{O} 中 「ネ、 Δ 及 びウ を「ナ、 ウ 及び に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十五号

山県立美術館条例施行規則の 部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山県知事 伊原木 隆

太

岡山県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

岡山 県立美術館条例施行規則 (昭和六十三年岡山県規則第十四号) \mathcal{O} 部を次の

様式第五号から本則中「館長」

を「管理者」

に改める。

に改正する。

||番」に改める。

様式第五号から様式第十号までの規定中 「岡山県立美術館長」 「岡山県立美術館管

(施 行期 **則**

- この規則は、令和二年四月一日から施行す

(経過措置)

2 この規則による改正前 0) て使用することができる。 県立美術 館条例施行規則に定める様式による用紙は、

◎岡山県規則第三十六号

県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則の 部を改正する規則を次

いように定める。

令和二年三月三十一

尚 山 県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則 岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則の (昭和三十一年岡山県規則 部を改正する規則

第四十七号)

部を次のように改正する。

第六条第三号中

「臨時的任用職員の雇用」

を

「短時間勤務会計年度任用職員の

に

の規則は、

令和二年四月

日から施行する。

◎岡山県訓令第六号

令和2年3月31日 岡山県公報 第12181号

『山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。出り、出事の主として担当する事項を次のように定める。出

先

機

般

令和二年三月三十一日

太

岡山県副知事の主として担当する事項

横田副知	菊池副知	副知知
事	事	事
労働部及び土木	る事項総務部、県民生	
部 消 に 関 保	生活部、	担
する事項	保健福祉部、	当
総合政策	農 林 水	事
局、環境文化部、産業	産部及び出納局に関す	項

附則

(施行期日)

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(関係訓令の廃止)

る。

2 山県副知事の主として担当する事項 (平成三十年岡山県訓令第一号) は、 廃止す

庁 中 一 骩

出 先 機 関

岡山県情報システム運営規程 (平成二十七年岡山県訓令第二号) 0) 一部を次のように

192

令和二年三月三十一日

一条を削り、第四条を

第十二条を第十一条とし、 第十条中「第八条」を 第四条を第三条とし、 「第七条」に改め、 第十三条を第十二条とする。 第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。 同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、

この訓令は、

令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十五号

許認可事務等標準処理期間要綱(昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和二年三月三十一日

別表環境文化部の部環境企画課の項2を削る。

別表保健福祉部の部医療推進課の項に次のように加える。

<u>, </u>	
85	84
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省合(平成14年厚生労働省令第158号)第14条	医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項
臨床研修病院の指定の取消し	臨床研修病院の指定
180 ⊞	180日

四3年「覚せい剤取締法」や「覚醒剤取締法」以、「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」や「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」以おるる。 別表保健福祉部の部医薬安全課の項12中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、 同

別表産業労働部の部企業誘致・投資促進課の項に次のように加える。

別表産業労働部の部産業企画課の項中18から20までを削る。

σı	4	ω
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項,第14条第1項	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第11条第1項、第12条第1項
事業環境の整備に係る措置の提案の認定	地域経済牽引事業計画の承認及び変更の承 認	土地利用調整計画の同意及び変更の同意
9 🖽	7 日	11 🖩
7 🖽		40 П

別表産

		産業	
56	55	働 部の	
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条第1項	産業労働部の部経営支援課の項に次のように加える。	化に関する法律第15条第2項
事業継続力強化支援計画の変更の認定	事業継続力強化支援計画の認定		
14日	60日		

別表農林水産部の部農村振興課の項16中「第17糸の36第4項」を「第17糸の57第4項」に改める。

別表土木部の部建築指導課の項中8から97までを削り、98を8とし、99を削り、00を8とし、10を9とする。

出先機関の部県民局(建設部)の項において「登録住宅性能評価機関」という。)」に改める。 京級土木語の語出や器の頃3中「登録住宅性能評価機関」や「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下

別表出先機関の部県民局(地域政策部)の項66中「及US」を「XIX」に改める。

条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は」以おめ、同頃中9を2な2とし、8なら 別表出先機関の部県民局 (שね話)の阿8中、「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は」や「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)

108までを十一ずつ繰り下げ、 80の次に次のように加える。

この項において「低炭素適合証」という。)
築物新築等に係る技術的審査適合証(以下
登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建
録建築物エネルギー消費性能判定機関又は
の住宅又は共同住宅等の住戸の申請で、登
低炭素建築物新築等計画の認定(一戸建て

86	8 5	84	8 3	82	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	
認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定 (一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸の 申請で低炭素適合証等のあるものに限る。)	低炭素建築物新築等計画の認定(共同住宅等の住戸の申請で低炭素適合証等のないものに限る。)	低炭素建築物新築等計画の認定 (一戸建ての住宅の申請で低炭素適合証等のないものに限る。)	低炭素建築物新築等計画の認定(非住宅建築物の申請で低炭素適合証等のあるものに限る。)	低炭素建築物新築等計画の認定(共同住宅等の建築物全体の申請で低炭素適合証(申請建築物が非居住部分を有する場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付するものに限る。)等のあるものに限る。)	等のあるものに限る。)
7 H	20 П	7 Н	14 П	10 П	

別表出先機関の部家畜衛生保健所の項1及び4中「行った」を「行った町の」に改める。 別表出先機関の部保健所の項21中「覚古い剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改める。

91	90	89	88	87
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年 国土交通省令第86号)第46条の2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項	都中の拡灰素化の促進に関する法律第55余第1項
低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変 更に該当していることを証する書面の交付	認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定 (共同住宅等の住戸の申請で低炭素適合証 等のないものに限る。)	認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定 (一戸建ての住宅の申請で低炭素適合証等 のないものに限る。)	認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定 (非住宅建築物の申請で登録建築物エネル ギー消費性能判定機関の低炭素適合証等の あるものに限る。)	認定低尿素建築物新築等計画の変更の認定 (共同住宅等の建築物全体の申請で低炭素 適合証(申請建築物が非居住部分を有する 建築物全体である場合にあつては、登録建 築物エネルギー消費性能判定機関が交付す るものに限る。) 等のあるものに限る。)
14 Н	14 П	7 ⊞	14 П	10 Н

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十六号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号(一般乗合用 非課税措置の対象となる路線の指定) の一部を次のように改正する。 0 バ スの取得に係る自動車取得

令和二年三月三十一日

凹山県知事 伊原木 隆 太

「自動車取得税」を 「自動車税の環境性能割」 に改める。

4則中「第十七条の五」を「第二十一条の三の四」に改める。

及び二中「平成二十五年度分から平成三十年度分」を「平成二十六年度分から令和

元年度分」に改める。

◎岡山県告示第百七十七号

防衛省におい て採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和二年度募集の要領 は、

とおりである。

令和二年三月三十一日

岡山県知事伊原木内

太

こうこうだっている

0

区

二 応募資格

六十五号) 第三十八条第一 で三十三歳に達 歳の者にあ 0 ては、 して 日 現在で、 同 日から起算し ない者に限る。) 項に規定する欠格条項に 十八歳以上三十三歳未満 て三月を経過した日 で、 該当し 自衛隊法 \mathcal{O} の属する月 日本国籍を有する者 な 11 (昭 ものとする。 和二十 0 翌月の末日現在

三 受付期間

和二年四月 令和二年五月三十日又は同月三十 日 カン ら同年五月二十 日 この指定す 0 受験希望者に 0 い て

年四月一日 令和二年六月五 から 同年五月二十八日ま 日 又は同月六日 0 指定する 日 受験希望者に 0 い て は、 令和二

经目代 负重目

四 採用試験種目

≢記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは 町村役場又は 自 衛 [地方協 力 本部 同本部出張所、 司 本部

事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和二年五月三十日又は同月三十一日の指定する一日

2 令和二年六月五日又は同月六日の指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎 (岡山市北区下石井)

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿

八 採用予定時期

令和二年八月 カコ 同 年 九月 ゚゙まで 又は令和三年三月下 旬 カン 同年 · 四 月 上旬まで

間

九 その 他

現に高等学校在学中の方の受験は不可である。

令和二年度の大学卒業予定者の採用試験期日は、 令和二年六月五日又は同月六日

3 の志願票の請求先及び提出先に問い 合わせること。

山地方協力本部

山地方協力本部津山出張所

〇八六一二二六一〇三六一

地方協力本部倉敷地域事務所

- 五六三七

地方協力本部高梁地域事務所

〇八六一 〇八六六一二二

山地方協力本部 山募集案内所

〇八六

http://www.mod.go.jp/pco/okayama/

岡山県告示第百七十八号

方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、

とおり指定代理納付者を指定した。

令和二年三月三十一日

木 太

指定代理納付者 名称及び代表者 0 氏名並びに主たる事務所の所在地

ド株式会社 代表取締役 大川

山市北区柳町二丁目一一番二三号

指定代理納付者に納付させる歳入

を利用し てふるさとチョ イ ス から納る 付 の手続を行 V \equiv

により納付される寄附金

指定代理納付者が交付 又は付与する証票そ \mathcal{O} 0 又は番号、

 \mathcal{O} 国際ブラ 7 クが 付されたクレ 力

 \mathbf{C}

n

С Α Ν Ε X R

兀 指定の

令和二年四 月 日 カコ ら令和三年三月三十一日まで

◎岡山県告示第百七十九号

方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、

次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和二年三月三十一日

名称及び代表者の氏 名並びに主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

一 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用し

てふるさとチ

彐

1

ス

から納

付

三の支払方法

り納付される寄附金

指定代理納付者が付与する番号、 記号その

次の支払方法による符号

ドコモ払い

uかんたん決済

フトバンクまとめて支払い

m azon Pav

a y P a l

メルペイ

四 指定の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

◎岡山県告示第百八十号

同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する \mathcal{O} 地方公務員法 (昭和二十二年法律第六十七号) 山県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を受託したので、 (昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、 第二百五十二条の 十四第三項におい て準用する

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆

期高齢者医療広域連合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関す

る規約

(公平委員会の事務の委託)

規定する公平委員会の事務を岡 き、 一 条 岡山県後期高齢者医療広域連合 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 山県 (以 下 (以 下 \bar{Z} 甲 という。) ر ئ ئ 第七条第四項 に委託する。 規定に基づ

(経費)

する場合にお 乙が前条の規定により委託を受けた事務 いて要する経費は、 乙が支弁する。 (以下 「委託事務」 とい

前項の費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か委託事務の 処理 関 必要な事項は、

協議して定める。

除則

この規約は、令和二年三月十九日から施行する。

◎岡山県告示第百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 項の規定により申請のあっ のとおりである。 た特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条

ついての なお、この特定施設を設置し、 調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に 及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

令和二年三月三十一日

申請の概要

(1) 申請者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

]山県知事

原 木

太

千々木株式会社

甪 严 井原市上出部町59-5

取締役社長 千々木弘道

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 井原市上出部町59一 千々木株式会社

(3) 特定施設に関する事項

区				分	新	設	新	設	新	設	新	設	新	設
種				類	32-二 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する		は合成染料 用に供する 施設 (②)	32-二 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する	32-ニ 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄		32-二 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する
能				力	400㎡/分		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手	予定	年	月	田	許可後直ち	に	同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成	予定	年	月	田	工事着手後	直ちに	同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始	予定	年	月	日	工事完成後	直ちに	同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及で びにその使用に季 の概要					1ヶ月に2 連続9時間	回程度稼働	1ヶ月に2 連続8時間	回程度稼働	同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設か	区		分		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
ら排出される汚 水等の汚染状態	水量	(m³/	日)		11	14	43	54	7	8	6	8	34	43
小寺の行架が思 の通常の値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通	р Н				7~9	7~9	同左		同左		同左		同左	
常の量及び最大の量	ВОД	(mg/	L)		2	3	1	2	300	375	80	100	2	3
少里	COD	(mg/	L)		2	3	1	2	3,600	4,500	610	763	13	17
	S S	(mg/	L)		2	3	1	2	540	675	110	138	1	2
	油分	(mg/	L)		2	3	1	2	2	3	1	2	1	2
	T - N	(mg/	L)		3	4	3	4	11	14	4	5	1	2
	T - P	(mg/	L)		0.04	0.05	0.02	0. 03	2	3	1	2	0.07	0. 08

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

区				分	新	設	新	設	新	設	新	設	新	設
				類	32-二 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する		は合成染料 用に供する 施設 (⑧)	32-二 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄			は合成染料 用に供する 施設 (⑩)	32-ニ 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	
能				力	400㎡/分		同左		同左		38kg/日 (硫化水素	処理)	同左	
工 事 着 手	予 定	年	月	日	許可後直ち	に	同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成	予 定	年	月	田	工事着手後	直ちに	同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始	使 用 開 始 予 定 年 月 日				工事完成後	直ちに	同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要				2ヶ月に1 連続8時間	回程度稼働	2ヶ月に1 連続9時間	回程度稼働	2ヶ月に1 連続8時間	回程度稼働	2ヶ月に1 連続5時間	回程度稼働	同左		
使用時において	区		分		通常	最 大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態	水量	(m³/	日)		7	8	6	8	34	42	3. 7	4. 7	3. 7	4. 7
水等の汚紫状態 の通常の値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通	р Н				7~9	7~9	同左		同左		10~13	10~13	同左	
常の量及び最大の量	ВОД	(mg/	L)		30	38	18	23	2	3	3, 500	4, 375	2, 625	3, 281
の単	COD	(mg/	L)		38	48	29	37	13	17	7, 160	8, 950	5, 370	6, 712
	S S	(mg/	L)		24	30	10	13	1	2	16	20	12	15
	油分	(mg/	L)		2	3	0.5	0. 7	1	2	226	283	169	211
	T - N	(mg/	L)		6	8	3	5	1	2	56	70	42	53
	T - P	(mg/	L)		0. 16	0.20	0.12	0. 15	0.07	0.08	13	16	9	11

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

区				分	新	設	新	設	新	設	新	設
種		類	32-ニ 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する	32-ニ 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する	32-ニ 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する	32-ニ 有機顔料又 の製造業の 廃ガス洗浄	用に供する		
能				力	38㎏/日 (硫化水素	処理)	同左		同左		8 kg/日	
工 事 着 手	予 定	年	月	日	許可後直ち	に	同左		同左		同左	
工事完成	予 定	年	月	日	工事着手後	直ちに	同左		同左		同左	
使 用 開 始	予 定	年	月	日	工事完成後	直ちに	同左		同左		同左	
使用時間間隔及で びにその使用に季 の概要					2ヶ月に1 連続5時間	回程度稼働	同左		2ヶ月に1 間欠8時間	回程度稼働	同左	
使用時において 当該特定施設か	区		分		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
ら排出される汚 水等の汚染状態	水量	(m³/	日)		3.7	4.7	3. 7	4.7	0.3	0.3	0.3	0. 3
が等の行業状態 の通常の値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通	р Н				10~13	10~13	同左		同左		同左	
常の量及び最大の量	ВОД	(mg/	L)		3, 325	4, 156	2, 493	3, 117	3, 500	4, 375	37	47
♥ 単	COD	(mg/	L)		6,802	8, 502	5, 101	6, 376	7, 160	8, 950	1, 960	2, 450
	S S	(mg/	L)		15	19	11	14	16	20	3, 700	4, 625
	油分	(mg/	L)		214	268	160	200	226	283	6	7
	T - N	(mg/	L)		53	67	40	50	56	70	54	68
	T - P	(mg/	L)		12	16	9	11	13	16	10	13

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

区				分	変 勇	 前	変り	更後	廃	止	廃	止	
種類				32-ハ 有機顔料又 の製造業の 遠心分離機	用に供する	同左		32-イ・ロ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する ろ過・水洗施設		32-ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設			
能 力				力	150kg/日		同左		130kg / 日		400 m³ ∕ 目		
工 事 着 手	予 定	年	月	日	_		許可後直ち	に	_		_		
工事完成	予 定	年	月	日	_		工事着手後	直ちに	_		_		
使 用 開 始	ì 予 定	年	月	日	_		工事完成後	直ちに	_		_		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要			間欠3時間		2ヶ月に1回程度稼働 間欠3時間		連続6時間		連続8時間				
使用時において 当該特定施設か				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
ら排出される汚 水等の汚染状態	水量	(m³/	日)		0.98	1	2.7	3. 4	20.4	22.5	115	215	
小等の汚紫状態 の通常の値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通	р Н				12.9	12. 9	12. 2 ~13. 2	12. 2 ~13. 2	12.9	12.9	6.6~7.3	6.6~7.3	
常の量及び最大の量	ВОД	(mg/	L)		8,000	10, 100	300	420	8,000	10, 100	6. 9	15.2	
少 里	COD	(mg/	L)			_	129	177	-	-		_	
	S S	(mg/	L)		234. 4	320	3	4	234.4	320	11.35	15.00	
	油分	(mg/	L)		76. 27	80	110	137	76. 27	80	9. 25	11.00	
	T - N	(mg/	L)		_	_	0.3	0.4	_	_	_	_	
	T - P	(mg/	L)		_	_	0.01	0. 02	_	_	_	_	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区	分		変	更 前			変 夏	更 後		
工場又は事業	場における施設番号	オゾン処理	施設			同左				
種 類 二	及 び 型 式	凝集沈殿才	ゾン酸化処理	里施設		同左				
構	造	S U S 316=	コンクリート			同左				
主要	寸 法	W21.00m>	× L39.80m			同左				
能	力	450㎡∕日				同左				
処 理	の 方 法	凝集沈殿才	ゾン酸化処理	1		同左				
工事着手	予定年月日	_				許可後直ちに				
工 事 完 成	予 定 年 月 日	_				工事着手後直ちに				
使 用 開 始	予 定 年 月 日	_				工事完成後直ちに				
の概要	ド1日当たりの使用時間並 季節的変動がある場合はそ	連続1~8	時間			同左				
使用時における	区 分	処り	里 前	処 玛	里 後	処理前 処理後				
理施設による処理施設による処理	<u> </u>	通常	最大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	
る処処後染値並等び を当理理の状及びの最 に水にび等通大該の量 に水にび等通大該の量 に水にび等通大該の量 に対して通大	水 量 (m³/日)	25 275	30 275	25 370	30 370	20. 5	274. 2	34. 5	291. 7	
びに当然の活力を表現の活力を表現である。	р Н	$9.5 \sim 10.2$	9. $5 \sim 10.2$	6.8~7.4 6.5~7.2	$6.8 \sim 7.4$ $6.5 \sim 7.2$	7~12	7~12	7∼8.6	7∼8.6	
取八の重	BOD (mg/L)	8, 000 700	10, 100 1, 210	54 7. 5	125 15. 2	91	293	4.8	60	
	COD (mg/L)	_	_		l	693	1,335	5.8	60	
	S S (mg/L)	234. 4 37	320 73	16. 3 7. 3	20 10. 6	918	1, 181	1	26	
	油 分 (mg/L)	76. 27 23	80 45	0.88 1.6	12 3. 4	6	21	1	5. 0	
	$T-N \ (mg/L)$				1 1	18	23	1.65	6. 0	
	T-P (mg/L)	_	_	_	_	4	5	0.06	0. 2	
	大腸菌群数(個/cnì)	_	_	_	_	無数	無数	<3,000	<3,000	

備考 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量の欄中数値が上段 及び下段に分かれているものについては、上段は工程排水、下段は雑排水を示す。

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2				No. 3				
区 分	変	更 前	変	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
水 量(㎡/日)	234	413	7. 2	61. 2	1	2	0	0	300	400	44.8	387	
р Н	6. 6	6. 6	7. 3~7. 5	7.3~7.5	7.3~8.6	7.3~8.6	_	_	6.5~6.8	6.5~6.8	7.0~8.6	7.0~8.6	
BOD (mg/L)	8. 2	25	1	2	12	23	_	_	7. 5	15. 2	4.8	60	
COD (mg/L)	6. 8	32. 5	1	2	11. 5	28	_	_	4. 5	18. 2	5.8	60	
S S (mg/L)	9. 2	18	1	2	8	16. 7	_		7. 3	10.6	1	26	
油 分 (mg/L)	12. 6	15	1	2	10. 3	22	_	_	1.6	3. 4	1	5	
$T-N \ (mg/L)$	-	_	3	4	-	-					1. 65	6	
T-P (mg/L)	-	-	0. 02	0.03	-		同左		同左		0.06	0. 2	
大腸菌群数(個/cm³)	_	_	同左		同左						3,000以下	3, 000	

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No.6~40を新設する。

排水口番号	N o	. 4	No. 5				
E V	新	設	新	設			
区 分	通常	最大	通常	最大			
水 量 (㎡/日)	33. 6	420	1.5	15			
р Н	7.1~7.3	7. 1~7. 3					
BOD (mg/L)	1	2					
COD (mg/L)	1	2					
S S (mg/L)	1	2	= +				
油 分 (mg/L)	1	2	同左				
$T-N \ (mg/L)$	1	2					
T-P (mg/L)	0.02	0.03					
大腸菌群数(個/cm²)							

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No.6~40を新設する。

- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和2年3月31日から同年4月21日まで
 - (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第百八十二号

療法 画 (昭 制計画を定め (平成三十年岡 和二十三年法律第二百五号) 山県告示第百七 和二年四月一 日 十二号) から施行する 0) 0 四第 部と 項 て の規定によ 出 山 県外 来医 り、 療に係る 尚 山県保

 \mathcal{O} 計画 各県保健所に備え置 0 要は 次 \mathcal{O} とお ŋ あ 般 の縦覧に供 $\bar{\mathcal{O}}$ 計 する。 画書 は Щ 保健 祉 部医療推進課及び

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県外来医療に係る医療提供体制計画の概要

計画策定の趣旨

供体制に関する事項を含む計画 療法等の 部を改正 0 外来医療機能 外来医師偏在指標を示 \mathcal{O} 偏在 0 策定を都道府県に義務付けた。 不足等 \dot{O} した上で、 課 題に対応するため、 外来医療機能に係 成三十年 る医療提

策定した。 医療提供体 \mathcal{O} このため、 構築や医療設備 制 現状 0 整備を図ることを目的 \mathcal{O} 外来医 機器 療提供 \mathcal{O} 共同 利 用等の 上制を可 に、 畄 推進を促すことにより、 視化するとともに、 山県外来医療に係る医療提供 二次保 \mathcal{O} 救急医 医療圏

二 計画の期間

保健医療 検討 令和二年度から令和 0 動 計 向 画を見直すこととする。 社会・ 五年度まで 経済情勢の \mathcal{O} 変化、 四年間とする。 制 度改正等に対応するため ただし、 画 期 間内 であ 必要に応じて 0 て

三 計画の概要

1 外来医療の現状

(1)外来医師偏在指標に基づき、 次 保 健医 療圏ごとに、 次 \mathcal{O} とお り 設定する。

ア 外来医師多数区域

東部保 医療 圏、 南 西 部 保健医 圏、 高梁 見 健医 及 び

·英田保健医療圏

イ 外来医師多数区域以外の区域

真庭保健医療圏

(2)外来医療提供体制の現状

: 二―…. ::: ご :: 二次保健医療圏における外来医療の現状についての

情報を提

2 新規開業者に求める事項

(1) 外来医師多数区域

生 (学校医、 医 届 (在宅患 産業医、 予防接種及び 訪問診療)、 外来医療機能を行うことに 乳幼児健診)、 期 急医 療 そ (夜間 \mathcal{O} 他 る旨 介護 日 \mathcal{O} 保 [診療)、 記 険認定. 審査) める。

開業の届出の祭こ、欠の外来2)外来医師多数区域以外の区域

記 業の届出 不要とする。)。 の際 次 医 療 機 能を行うことを求 \Diamond る (ただ 届 出 \mathcal{O}

初期救急医療(夜間

休

日

公衆衛生

眼

科

耳鼻科学校医

 \mathcal{O}

医療機器の効率的な活用

3

(1)

医療機器

0

設置

二次保健医療圈 (体外) \mathcal{O} に お 保 有台数 け る С Τ Μ R Ρ Е Τ 7 モ ・グラ フ イ 及び放射

(2) 医療機器の共同利用の方針

各二次保健医療圏ごとに、次のとお

定め

る

を希望 県南 県南 東部 する医 西 体 [部保 外照射 健医 健医療圏 療機関が 圏 を導入予定 ある場合 С С Τ 0 Μ Μ 医 R R 地域 療機 Ι 関 Ρ 医療構想 Ρ Е 又 Ε ĺ Τ 導 調整会 入済 7 モ \mathcal{O} グラ ・グラ 医 で協 療 Ź フ 議を行う イ 関で 共 及 及 び U

線治療

(体外照射

 \mathcal{O}

共同

用

が

進

to

よう、

地

域

医療構

用想調整

숲

議

で

協

る医療機関 高 新見保健医療 を導入予定 る場合は 圏 \mathcal{O} 医 地 Τ 関 Μ 又は R 入 0 モ で協議 療機関 で共 び 利 用を希望

工 な医 真 合並 庭保 び が あ \mathcal{O} る Τ 同 Μ 利 R Ţ, 用 を行 地域 及び Μ 医 7 療 構 モ び 想調整会議 7 ラ Ź モグ イ ラ · を導 で フ 議 入 由 済 を行 \mathcal{O} 共同 利用 利用 を希

才 は 英田 地 医療 医 規導 び 況

◎岡山県告示第百八十三号

医療計画 療法 令和二年四月 (昭和二十三年法律第二百五号) (平成三十年岡 日 から施行する。 山県告示第百七 第三十条の 十二号) \mathcal{O} 四第 部とし 項 て の規定によ 畄 Щ 県医 り、 師 保計 畄 山県保 画を

計画 \mathcal{O} 概要は 次 0 とお ŋ であ その 計画書 には Ш 、保健福 祉 部医療推進課

令和二年三月三十一日

0

各県保健所に備え置

1

て

般の縦覧に供する

岡山県知事 伊原木 隆

太

計画策定の趣旨

師確保

計

 \mathcal{O}

務付けた。 在指標を示 た上で、 偏在対策を進めるため、 医師 \mathcal{O} 確保数 0 目標及び 平成三十年に医療法等の 対策を含む計 画 \mathcal{O} 部を改 策定を都道 正 府 医師

とを目的に、 \mathcal{O} り医師 地 域 山県医師確保計画を策定した。 0 医療二 0 偏在 を解消 ズを踏まえて、 二次保健医療圈 確保対策を主体的 医療提供体 か つ実効的に 整備を図るこ

二 計画の期間

令和二年度から令和五年度までの四年間とする。

三 計画の概要

1 医師少数区域及び医師多数区域の設定

医師偏在指標 に基づき、 二次保健医療圏ごとに、 次 0 とお 設定する。

l師少数区域 高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏

医師多数区域 県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏

2 目標医師数

少数区域に 0 て、 令和五年度末の 標医師数を次 0 とお り定める。

高梁·新見保健医療圈 九十三人

真庭保健医療圈 七十八人

3 目標達成に向けた施策

(1) 大学等と連携した医師の確保・育成

地域枠卒業医師 養成 地 域医療人材育 成講 座 座

(2)き地医療を支える医師

自治医科大学卒業医師の 派遣等

(3)を中心とした医師確保対策

地域枠卒業医師

配置、

地域医療

- ズ分析、

病院調査による実態把握等

(4)ヤリア形成プ グラム の運用

0

地域枠卒業医師及び自治医科大学卒業医師

(5)医療対策協議会における協議

医師確保に必要な事項の協議等

女性医師が働き続けやす い環境の整備

(6)

女性医師の離職防止と再就業の促進等

医療従事者の勤務環境の改善

(7)

産 小児科における医師確保計

医療勤務環境改善支援センター

による医療機関か

らの

相談対応、

助言等

4

産 小児科におい て、 それぞれの医師偏在指標に 基づき相対的 医師少数区域

を 設定するとともに、 医師確保の方針を定め、 目標達成に向けた施策を実施する。

◎岡山県告示第百八十四号

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により、

のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年三月三十一日

解除予定保安林の所在場所

原

木

太

倉敷市児島由加字児之池三○九五の 九、 字磨三一二七の二、 三一二七の三

土砂の流出の防備

三

指定理由の消滅

◎岡山県告示第百八十五号

とおり保安林の指定を解除する予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、

令和二年三月三十一日

原

木

太

解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島由加字児之池三○九五の二五、 三〇九五の二六、 字磨三一二七の

解除の理由

保安林として指定された目的

の防備

道路用地とするため

解除の理由

◎岡山県告示第百八十六号

次の 昭 和二十六年法律第二百 事 業を認定した。 九号。 下 法 という。) 第二十条の規定

令和二年三月三十一日

山県知事

太

起業者の名称

岡 山 市

ー事業の種質

岡山市立上道公民館及び岡山市上道地域センター整備事業

三 起業地

収用 \mathcal{O} Ш 市東区東平島字浮尻及び字新堀地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

ると判断される。 に該当する施設を整備する事業であるため、 山市立上道公民館及び岡 法第三条第二十二号に掲げる 及び法第三条第三十一号に掲げる 山市上道地域センタ 「社会教育法 法第二十条第 整備事業 昭 「地方公共団体 和二十四年法 议 下 号 の 「本件事業」 ドが設置す 要件を充足す

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

るため 件を充足すると判断される。 本件事業に要する経費に 山市第六次総合計画等に位置付けられた事業とし 本件事業の起業者である岡 の充分な意思と能力を有 っいい て財源措置を講じていることから、 山市 て 。 以 下 Vると認められるため、 「本件起業者」 て実施するものであ とい 法第二十条第二号の 本件事業を遂行す り、 本件事業を

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1)本件事業の施行により得られる利益に 及び岡 ら見たときの 山市東区役所上道地域センタ を併せて以 セ スが 0 「両施設」 ては、 Ш 老朽化 市立上道公民館 とい 以下 し危険な状況に 「地域 を地域全体 セ (以下

携が 安心 たときの \mathcal{O} 確保及び ズに ク 利 セ 便性 ス \mathcal{O} 施設 上に相当の に移 を複合化 る地域 寄与が見込まれ て建 É 目標耐 て替え 震性 んること 能を満 所 で た あ た る 市 民 民 \mathcal{O} 安全 建 \mathcal{O} 7

便 性 0 また、 が高 つい ア ク セスに いこと、 て検討を行 本件事業の ③自然環境 った結果、 生活関連施設や商店にも近いことを条件とし 画 お VI 最適となる案を採用している。 ては、 生活環境に与える影響が ①事業費が低廉であること、 小さいこと、 て 複数 4 利 主 一要道路 \mathcal{O} \mathcal{O} 利

- (2)とから、 本件事業に係る土地には、 知 九年法律第 本件事業の施行により失われる利益に 専門部署 \mathcal{O} 埋蔵文化財包蔵地が見受けら 微 なも 0 八十一号) 助言を受け \mathcal{O} と考えられる。 等による環境影響評 保護の 環境の ため れ 保全に配 な \mathcal{O} 特別 V つい こと並 慮 の措置を講ずべき重要な動植物及 価の対象事業となってい ては、本件事業が環境影響評価 した工事を行うこととし びに本件事業の 実施に当た ない て 11
- (3)ら、 件事業の施行 で述べ 本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判 ょ 5 ŋ れる利益と2で述べ 得ら れ る利益が失わ た 失わ n る 利益 れ る利益とを比 優越す 断 され ると認め 衡量 る。 5 れ た ることか
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

5 ま も合 た、 充足すると判断 業の用に 本件事業に 早急に施行 耐震性能 で あると認めら つい 久的に供される範囲にとどめられ されるべき事 だされ ては、 著 低く 地域住民 る。 業であると認 から、 造上危険 たがっ めら な \mathcal{O} 早 両施設を建て替えるも れる。 本件事業は法第二十条第四号の ていることか 期完成を強く要望され また、 5 収 収 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 囲 であ て [は全て本件 11 囲に ることか ること、

5 結論

1 から 述べ たように、 本件事業は、 法第二十条各号の 要件を充足すると

判断される。

以 上に ょ 本件 =事業に 0 11 て、 法第二十条 0 規定に より事業の認定をしたも

岡山村東区安所(窓务・也或長興果)

五

第二十六条の一

二第二項

 \mathcal{O}

規定

面

縦覧場

岡山市東区役所(総務・地域振興課

◎岡山県告示第百八十七号

0 とおり事 昭昭 和二十六年法律第二百 業を認定した。 九号。 下 法 という。) 第二十条の規定

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一起業者の名称

学校法人 作陽学園

三起業地

山県作陽高等学校移転整備事業並び

れ

に伴う市道及び農業用水路付替工

収用 字玉 0 字東三丁目 山 県倉敷市玉島 字石垣添 八 島 字 西 六 東六畝 大鳴、

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

お第二十条第一号の要件への適合性について

る事業であるため、 和二十二年法律第二十六号) 以下 山県作陽高等学校移転整備事業並びにこれ 「本件事業」 法第二十条第一号の 第一条に規定する学校」 は、 法第三条第二十一 要件を充足すると判断 に伴う市道及び農業用 号に掲げ 該当する高等学校を整備す 水路

業に該当するため、 該当 また、 市道の付替工事は法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業 農業用水路の付替工事は法第三条第五号に 法第二十条第一号の 要件を充足すると判断さ 掲げる農業用水路 れ に関する事

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

定こども園も設置し 倉敷市にお から名称変更をし、運営を行って 山市に所在する岡山県作陽高等学校は、 て運営を行って しき作陽大学、 いる。 作 陽音楽短期大学及びくらしき作 同校を設置し 昭和三十 年 に る学校法 畄 山県作陽女子高等学 人作 陽大学附属認 湯学

を充足すると判断 するため 事業に要する経費に の意思と能力を有 つい て財源措置を講じていることから、 ると認め れるため 法第二十条第二

- 3 法第二十条第三号の要件への適合性について
- (1)によ から ことを条件 であること、 \mathcal{O} 施行 ある倉敷市 0 て複数 計 ②学校用 画 ŋ 玉 0 お 島長尾地 候補地 た特色ある良質 n 11 地 て は 利 適 区 益に 1 0 0 た面 11 くら 近 0 て検討を行っ 積 な教育を行える \mathcal{O} T 同 であること、 は、 市 玉 尚 大学か 島 Ш 県作陽高等学校 た結果、 八 ら近く、 ③周 ことが見込ま 区に 辺農地 最適となる案を 移設 す る 便 Щ
- (2)動植物、 益は びに起業地及び起業地周 成九年法律第八 本件事業の施行 軽微なも 文化財等が見受け と考えら n 失わ 辺 る 5 \mathcal{O} 土地 れ よる環境影響評 れ な る利益に 利 1 ことか 用状 況 0 か 11 5 価の て 保護 本件 は、本件事業が 対象事業とな 事業の施行 \mathcal{O} ため特別 \mathcal{O} 処置を講ず て ŋ 失わ れ

移転するもの のような寮は建設し また、 画として 本件 であるが、 事業は令 るなど、 な 五 いもの 令 失われる利益は軽微なも 年四 和三年以 \mathcal{O} 月 賃貸建物を借 降の受験者に 日 カン 6 県北 \mathcal{O} り上げ \mathcal{O} 必要な説 津 と考えら Щ 市 て生徒 カコ 説明を行 5 県南 0 \mathcal{O} 敷 て貸与す 市

- (3)ら 件事業の施行によ で述べ 本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判 た得られる利益と2) いり得ら れる利 益が失わ で述べた失わ れる利 れ る利 益に 益とを 優越すると認め 断 され 較衡量 5 た結果、 れ ることか
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

期に移転す 本件事業に ることが 9 ては、 予定され 学校法 て 人が移転を計 1 画 T 11 る ŧ \mathcal{O} で あ り、 計 画 お n

込みであ 今後、 0 て るほ 移転 事業は に係る学校教育法 た、 事業を実現す 法第二十条第四 用 \mathcal{O} 範囲 \mathcal{O} っるため は \mathcal{O} 囲に 全て本件事業 認 号 可 \mathcal{O} 0 0 や校舎等の 要件 V 農地法、 ても合理的 を充足す 0 変更届 市計 に ると で 恒 i 画 法 等 あ ると認っ 的 判 断 切 0 れ 8 許 さ 行 可 わ n n 範囲 る見 込

- 5 結論
- か 5 までに述べたように、 本件 :事業は、 法第二十条各号の 要件を充足すると

判断される。

本件事業につい 法第二十条の規定により事業の認定をしたもの

ある

五.

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

倉敷市役所建設局都市計画部都市計画課及び倉敷市玉島支所建設課

◎岡山県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

令和二年三月三十一日

太

道路の種類 県道

東安倉鴨方線

三 道路の区域

一 三 九 八 • 四	一 二 ・ 六 ・ 八		一地先まで 浅口市鴨方町六条院東字原田二六一九番 番地先から
一 四 六 五 • 〇	四 一 八 八 〇	B	番一地先まで 番一地先まで 番一地先まで
一三九八・四	一二・六~	新	一地先まで 浅口市鴨方町六条院東字原田二六一九番番地先から
(メートル) 長	(メートル)	別制旧	区域

道路の種類

和気笹目作東線

道路の

区域

地先から を経て を経て 地先から 和気郡 地先から 備前市吉永町笹目字成林七九番 で 備前市吉永町笹目字成林七九番 備前市吉永町笹目字成林七九番 備前市吉永町笹目字大師谷五六番二地先 備前市吉永町笹目字大師谷五六番二地 気郡 郡 和気 和 和 区 気 気 町 笠上字大谷 笠上字大谷 笠上字大谷 八六 八 八 六 六 域 地先ま 地先ま 地先ま 旧 新 別 五. **∀** 六七・ 六七・ 匹匹 ル 延 四九五・ 四九五・ 四九五・ シ

道路の 種類 県道 芳井油木線

道路の

三〇七・二	一 〇 六 〇 八 · 七	旧	地先まで 地先まで 地先まで 地先から 井原市芳井町川相字大道ノ上二六五番一地 井原市芳井町川相字大道ノ上二六五番一地 サ原市芳井町川相字大道ノ上二六五番一地
1111七・七	₩・		地先まで地先までガリーが出生に大工番に出来の一方があります。
三〇七・二	ホ・○ ⟩ 〜≻・○ l	新	地先まで地先まで地先まで
(メートル) 長	(メートル) 唱	別新旧	区域

◎岡山県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 令和二年四月一日から施行する。 項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

令和二年三月三十一日

道路の種類

道路の区域

岡山県知事 木

区域	別新旧	(メートル)	(メートル) 長
倉敷市浅原字峠一七○九番一地先までての敷市浅原字向山一六五四番二地先を経れる。	新	九二・〇	汁・同汁回
倉敷市浅原字峠一七○九番一地先まで倉敷市浅原字木舟一九七四番一地先から			三〇田
倉敷市浅原字峠一七○九番一地先まで合敷市浅原字向山一六五四番二地先を経	旧	一六・〇 _~ 九二・〇 _~	一四六四・六

◎岡山県告示第百九十号

のとおり開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般の縦覧

令和二年三月三十一日

		道	一 般 国	種 道 路 類 の
			三一三号	路線
			Þ	名
真庭市蒜山下長田字稗原九五四番一地先まで	先を経て	9	真庭市蒜山下長田字竹花二〇五〇番五地先か	区
 成九五四番一地先まで	-河原一八○六番二地		℃二○五○番五地先か	間
		月三十一日	令和二年三	年 供 用 開 日 始

◎岡山県告示第百九十一号

都市計画法 水道事業高梁公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 高梁都市計

令和二年三月三十一日

木

	高梁市	名が行者の
高梁公共下水道	事業高梁都市計画下水道	事業の種類及び名称
令和八年三月三十一日	から昭和五十七年三月七日	事業施行期間
使用の部	変更な部	事
分	しの分	業
		地

◎岡山県告示第百九十二号

都市計画法 水道事業美作市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 美作都市計

令和二年三月三十一日

		美作市	名 施 行者 の
美作市公共下水道	事業	美作都市計画下水道	事業の種類及び名称
令和八年三月三十一日	から	昭和五十三年三月七日	事業施行期間
使用の部分	変更な	収用の部分	事
分	L	分	業
			地

◎岡山県告示第百九十三号

建築基準法 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の 八第二項の規定に

令和二年三月三十一日

指定構造計算適合性判定機関の名称

太

株式会社東京建築検査機構

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更(追加

広島県広島市中区銀山町三番一号

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目

七番

五.

変更の年月日

け公布 [一一九] 国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から令和元年十一月二十二日付 岡山県公告 (公共測量の実施) において公示した公共測量の測量期間を次のとお

り変更した旨の通知があった。

令和二年三月三十一日

伊原木

太

変更前

変更後令和元年十一月十一日から令和二年三月三十一日まで

令和元年十一月十一日から令和二年五月二十九日まで

[一二〇] 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

70

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

	置 指 番 山 定
令和二年三月二十	山 東 定 年 月 日 号
+	日 号 日 号
	岡山県井原市木之子町字中土井ケ市
- - -	木 之 子 可
: :	子 中 位 士 世 井
	市置置
五 · ○	四・九九~ 二九・〇八(メートル)(メートル)(メートル)
-	九九~ 二九・〇八一トル)(メートル)

[一二一] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

70,000

令和二年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日	道 路	位置	(メートル)(メートル)	(メートル)
岡山県指令美作局	真庭市中字常光寺四〇九番四	→四○九番四	四・〇〇 一七・一〇	一七•
建第六〇二〇号				
令和二年三月二十			四 • ○	六・六〇
日日				
			· •	五・三三三

[一二]] 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一 項の規定により、

建築士の免許の取消しを行った。

令和二年三月三十一日

原

木

太

令和二年三月二十四 しを受けた建築士の氏名、 その者の 二級建築士又は木造建

築士の別及びその者の登録番号

福本 浩治 二級建築士

第七八六二号

当該二級建築士が死亡した旨の)届出があ ったため

〔一二三〕次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月三十一日

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字四

ノ割二八五ー

. 四

許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町三三七ー一パークタウン茶屋町

M二三五号室

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第二七七号

◎岡山県企業管理規程第八号

山県企業局事務処理規程 0 部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

四山県公営企業管理者 佐 藤 一

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

畄 県企業局事務処理規程 (昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号) \mathcal{O} 部を次の

いめる。

|| に改め、

同 項 9

中

「臨時職員」を

「会計年度任用職員」

「賃金」

「豁萃」に

ように改正する。

別表第一(1)3の項8中

「非常勤職員」

を

「短時間勤務会計年度任用職員及び非常勤職

附

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

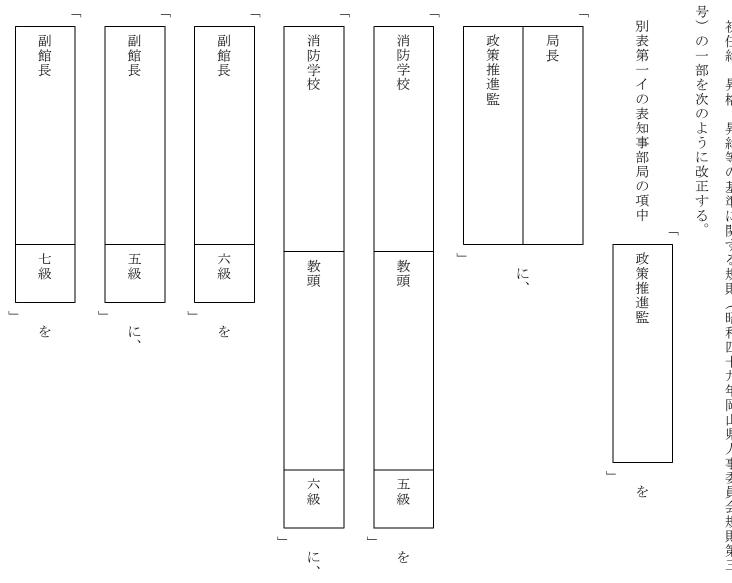
昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

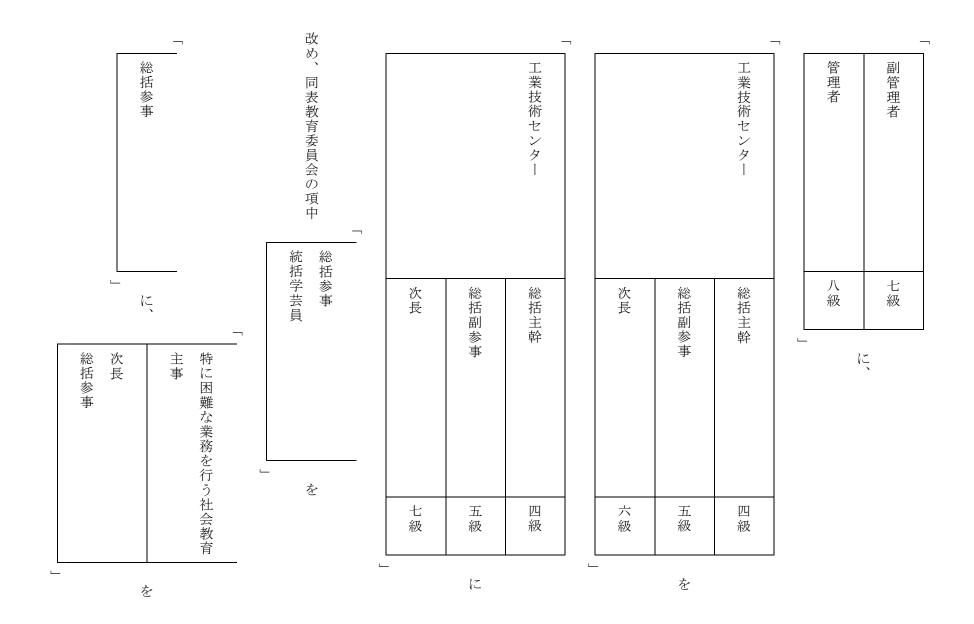
令和二年三月三十一日

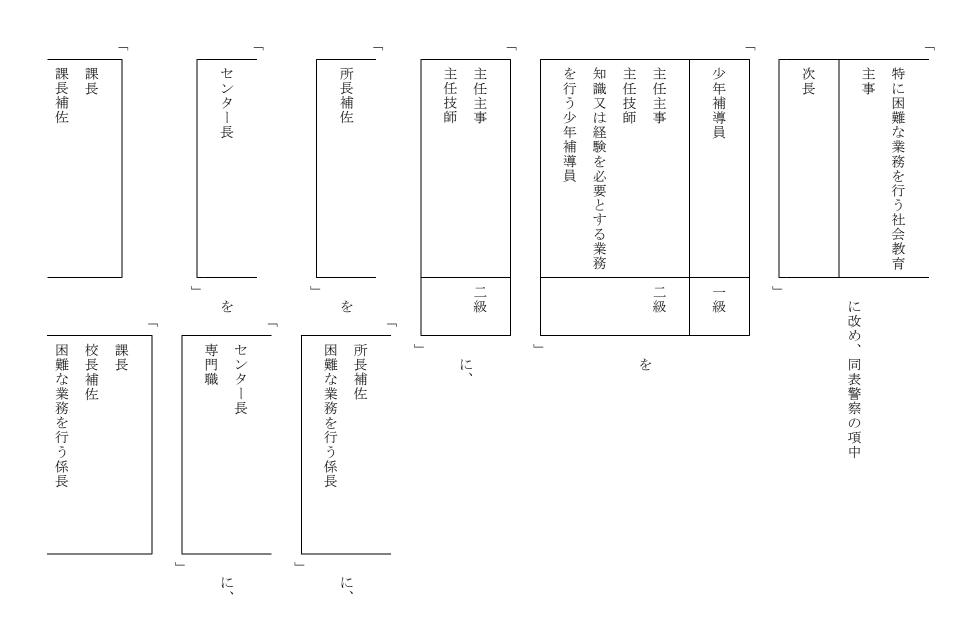
岡山県人事委員会委員長

昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

昇格、 昇給等の基準に関する規則 (昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三







>	める。				-	_				
則	ି ତ ଆ	THE SIX TO	副署受	困難な業務を行う課長補佐困難な業務を行う課長	課長補佐		野官	里 htt. 5-7	困難な業務を行う課長補佐困難な業務を行う課長	
施行する				を		_	_		を	
ର _°		副署長	具	厚月戦 困難な業務を行う署長補佐 困難な業務を行う課長	困難な業務を行う係長署長補佐	果受	理事官	専門職	困難な業務を行う校長補佐困難な業務を行う課長	
		_		に			-		に	

知事室長

部

次

長

局

長

に、

◎岡山県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

県人事委員会委員長

山

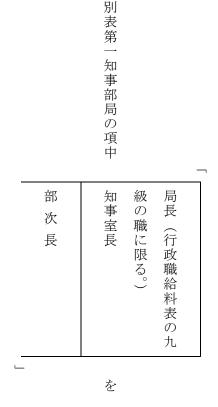
義

信

管理職手当に関する規則の 一部を改正する規則

管理職手当に関する規則 部を次の

ように改正する。



防 学 校 校 校 校 教 頭 長 長 六種

に、

消

副

館

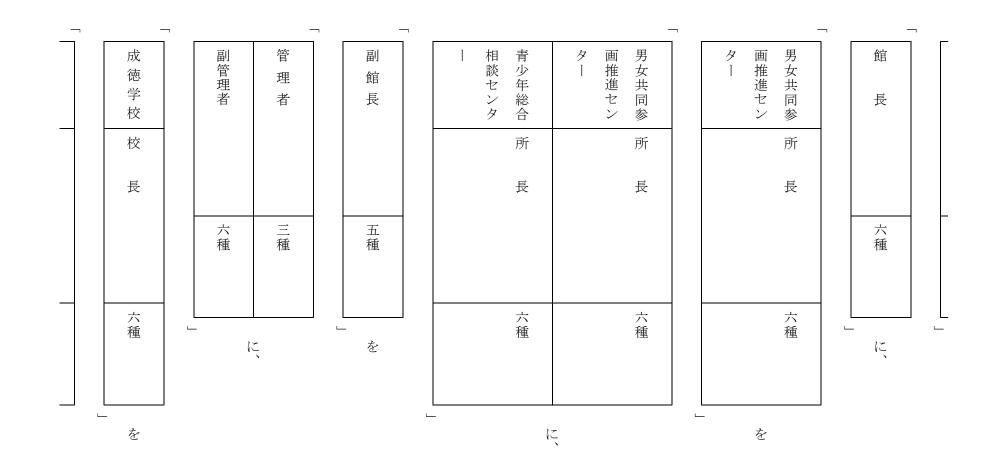
長

を

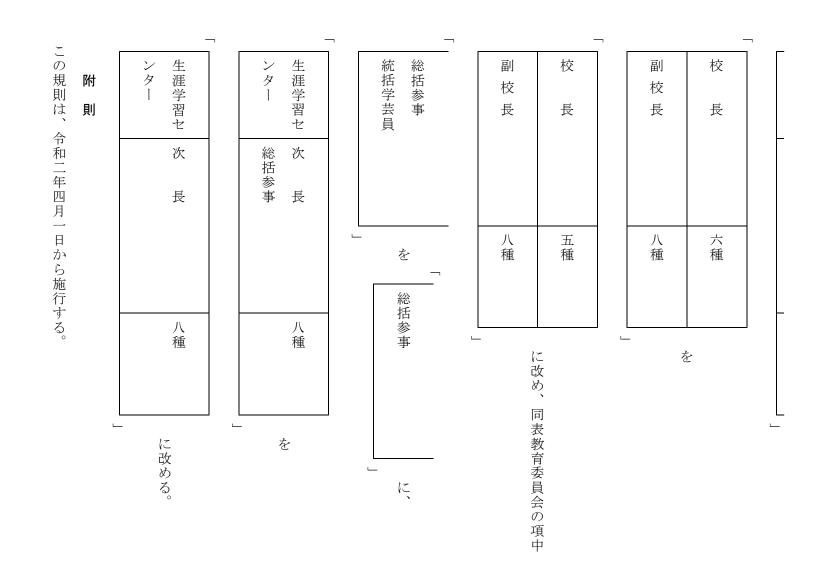
を

消

(昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号) 0)



_	_	l	_	7	\neg		
完 生 合 農 林 水 産 ※所 科 学 研 ー 総	究生合農所物ン水科ンタ研日総	総括研究員	次 所 長 長	総 括 研 完 員	級の職に限る。)	園 健康の森学	成徳学校
副 所 所 長 長	副 所 長				低に限る。) (研究職給料表の五	学 園 長	
		種種	六 三 種	八 種	六種		
八 (種) (種)	八 種		IZ,	 	2	六種	六種
K	を					に	



◎岡山県人事委員会規則第九号

理 職員等の範囲を定める規則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次の ように定める。

^{令和二年三月三十一日}

回山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

範囲を定め る規則 (昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの」 る者で労働安全衛生業務の に、 「並びに総務班、 別表知事部局の部本庁の 「総務班」 法制班及び給与班」 「総務課及び地域総務課」 項中 「人事の事務を行うもの」 企画立案の事務を行うもの」 行政改革推進室」を 行政改革推進室」 人事班、 を 「及び総務班」 班」を 「政策推進課、 「総括主任 を削り、 に改め、 「人事の (総務班) 事務を行うも 行政改革推進室」に、 「人事班、 に改め、 職員厚生班に属す 行政改革推 Ŏ,

青少年総合相談センター 交通事故相談所	·	総務課長」を「管理者 副管	記録資料館	——記録 資料館
所 長 長		副管理者・総務課長」に、	館長副館長	副館長
に、「副学園長」	<u>~~~</u> を	_	に、「副館長	<u>~~~</u>

を

「学園長

この規則は、令和二年四月一 附 則	物科学研究所農林水産総合センター生	物科学研究所	工業技術センター	工業技術センター
令和二年四月一日から施行する。	所長 副所長	副所長	(人事の事務を行う者に限る。) 所長 次長 総務課長 総括副参事	の事務を行う者に限る。) 次長 総務課長 総括副参事(人事
ı	 - に改める。	<u>~~~~~</u>	 ادر	- を

人事委員会事務

◎岡山県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程 (昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号) \mathcal{O}

を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長

員長 秋 山

山養

別表 項 11 「臨時的任用職員の 「会計年度任用職員の任免」 に改め、

表 3 項1中4を削り、 (5)を(4)とし、 (6)から(1)までを一ずつ繰り上げる。

附皿

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

第12181号

岡山県教育委員会文書保存分類表 (平成八年岡山県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

第一表C財務の表2財務の部8物品の項中 第一表A共通の表中「2年,3年又は」及び「2年未識のものについては2年,辱効期間が」を削り、「については5年とする」を「については,5年とする」に改める。 12 備品調達関係書類 ω を 12 備品調達関係書類

13 木の潤い環境整備事業 Ω に改

Ш

県

教

育

委

員 会

同表3給与管理の部1給与の項中 を 뇃 ~1 に改め、 同表中「2年、3年又は」及び「2年未満のものについては2年、時効期間が」を削り、「につ

いては5年とする」を「については、5年とする」に改める。

第一表E高校教育の表1総括の部1総括の項中「段鰈對ы」を「段聲・段鰈對ы」に改め、

13

ω に改め、同項中 15

13

校外行事

を を

庁 中 般

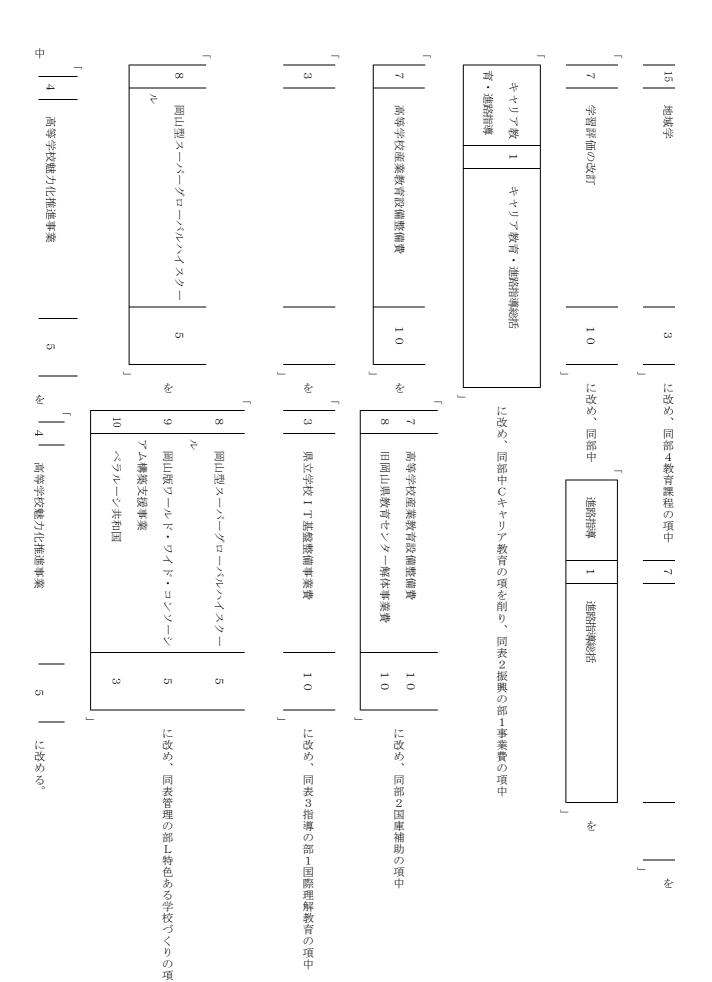
事 務 関 所

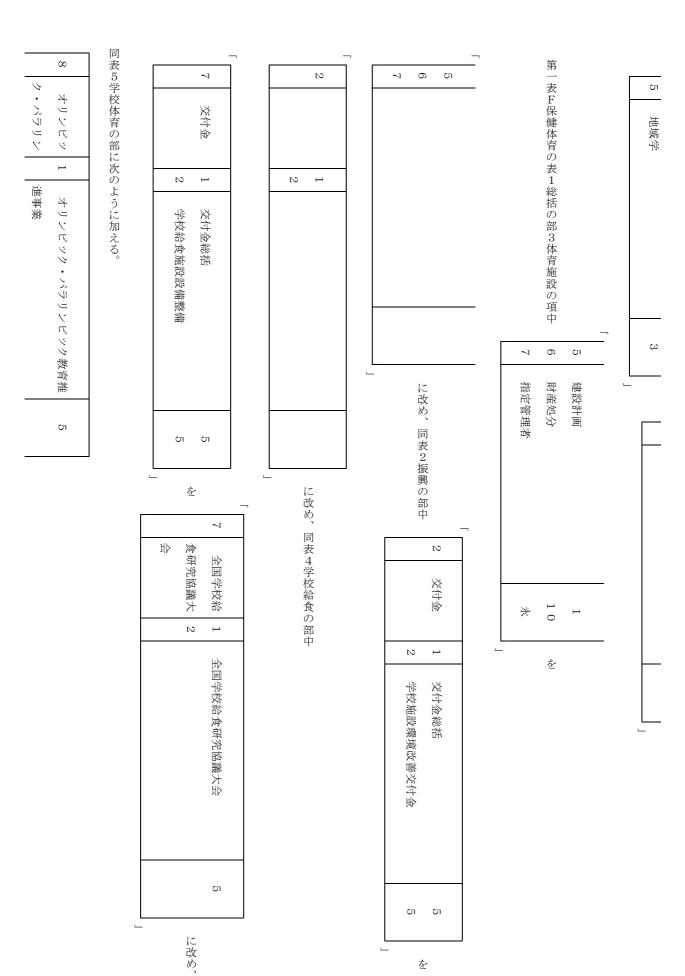
県 教 教

立

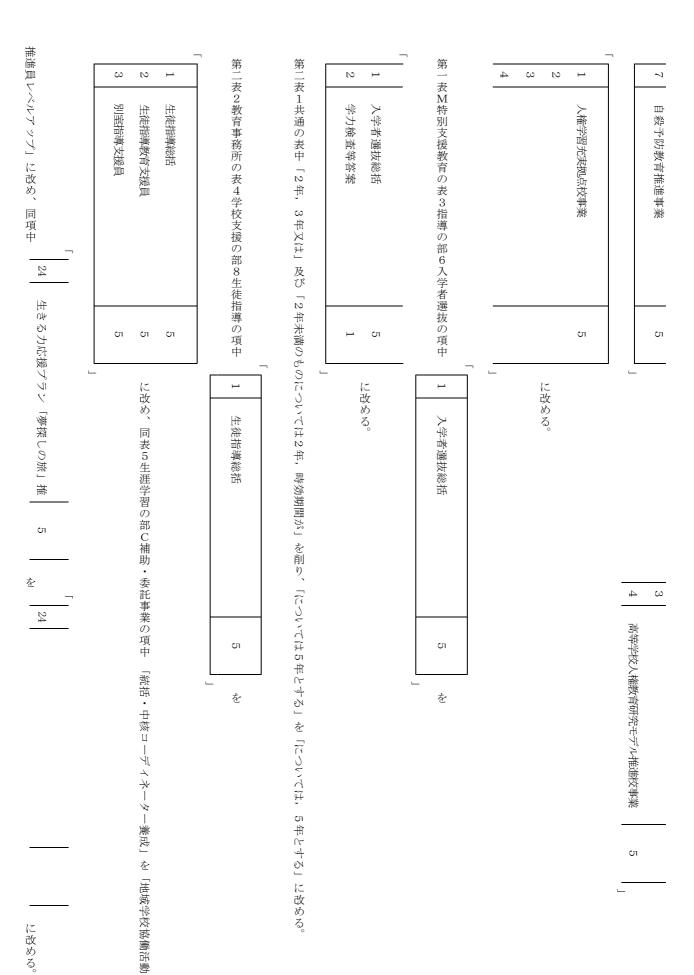
学

校





_	_		_		_	
<u>o</u>	13	第 一 ₌	10	第一主	10	第 一 ₋ -
県立学校等児童虐待対応研修		第一表L人権教育の表2企画推進の部2人権教育推進の項中	財産取得処分等	第一表H文化財の表2文化財保護の部6補助金の項中「文化過飛談ゆ邱用描准事業」を「文化財務嶽浬溥」	公民館等を活用した夜間学び直し推進 事業	第一表G生涯学習の表3企画推進の部1生涯学習支援の項中
ω		育推進の項中	洪	の項中「対化	ហ	育支援の項中
に 改 め、	」 に 改 め、		を	遺産総	· に 改	——————————————————————————————————————
			10 11	· 合活用	に改める。	
同部中4研究指定校の項中 2 人	同表3指導の部3人権教育振興の項中	落ち着いた学級づくり支援事業	財産取得処分等 文化資源活用事業	推進事業」を「文化芸術振興費」に改め、		
権教育征権教育派	<u></u>	ÓΊ				
开究指定	育 関 寒 来		a Ä	同項中		
、権教育研究指定校(文部科学省) 、権教育総合推進地域(文部科学省)	関係機関及びNPOとの協働による教育関係者虐待対応研修	<u>خ</u>	に 改 める。	-		を
ຫ ຫ	働による教					
を	ယ					



この訓令は、公布の日から施行し、令和元年度以降において完結した文書から適用する。	附則	に改め、同表2庶務の部1総括の項中 11 紫靈鳳継務記鄭郷 3	第二表11県立学校の表1総括の部1総括の項中 12	進事業
	L	を 	ΟΊ	_
		 -		
			_ を _	
		鎖 貝 業	12	
		(業務記録票	ふるさと岡山"学び舎"環境整6 学校運営協議会	
		ហ	備事業	
	ı	 に 改 め る。	ຫ ຫ	

◎岡山県警察告示第十八号

0 (平成十四年岡山県警察告示第六号)

部を次のように改正する

令和二年三月三十一 日

山県警察本部長 桐 原 弘 毅

とが可能なも X六二八一に適合する直径百二十ミリ (日本産業規格X |の項中 「フ 〇六〇六及び×六二八一又は 口 「四十円」 再生装置で再生することが可能なものに限る。)」 ディスク」を スク若しくはその を「五十円」に改める。 「光ディスク 「四十円」 の光ディ X 六二四 一 他の電磁的記録媒体」 (日本産業規格X クの再生装置で再生するこ 「X〇六〇六及びX六二八 に適合する直径百二十ミ を「光ディ に改める。

所

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県警察告示第十九号

0 (平成十八年岡山県警察告示第十号)

部を次のように改正する

^{令和二年三月三十一日}

山県警察本部長 桐 原 弘 毅

とが可能なも \mathcal{U} X六二八一に適合する直径百二十ミリ (日本産業規格X |の項中 「フ ヮ 〇六〇六及び×六二八一又は 口 「四十円」 再生装置で再生することが可能なものに限る。)」 ディスク」を スク若しくはその を「五十円」に改める。 「光ディスク 「四十円」 の光ディ X 六二四 一 他の電磁的記録媒体」 (日本産業規格X クの再生装置で再生するこ 「X〇六〇六及びX六二八 に適合する直径百二十ミ を「光ディ に改める。

)外: 目1

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第四号

県行政情報公開条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次のように定める。

^{行和二年三月三十一日}

凹山 県 公 安 委 員 会

政情報公開条例施行規則 0 部を改正する規則

[県行 政情報公開条例施行規則 (平成十四年岡 Щ 県公安委員会規則第三号) \mathcal{O}

沙のように改正する

とが可能なもの ス X六二八一に適合する直径百二十ミリ (日本産業規格Ⅹ○六○六及びⅩ六二八 「X六二四 トルの光デ 兀 \mathcal{O} 項中 ヮ 「フロ 四十円」 再生装置で再生することが可能な ーディ ス スク」を を「五十円」 ク若 「光ディス 「四十円」 又はX六二四 の光デ に改める。 0 電磁的記録媒体」 ものに限る。)」 本産業規格X に適合する直径百二十ミ 〇六〇六及びX六二八 に改め

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県公報 第12181号 令和2年3月31日

山県公安委員会規則第五号

人情報保護条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次のように定める。

和二年三月三十一日

員

人情報保護条例施行規則の 部を改正する規則

人情報保護条例施行規則 (平成十八年岡 山県公安委員会規則第四号) \mathcal{O}

ク

を次の

びX六二八 Ź 一条第二項中 (日本産業規格 一に適合する直径百二十ミリ \mathcal{O} の光ディ ヮ 「フロ 口 Χ スクの再生装置で再生することが可能なもの 〇六〇六及び ツピ ディ デ スク」 X 六二 八 ス ク若し を 「光ディス くはその の光デ 又はX六二四一 ク (日 \mathcal{O} 電磁的 クの再生装置で再生するこ 本産業規格 に適合する直径百二十 に限る。)」

を「X六二

「四十円」を「五十円」に改める。

「四十円」

〇六〇六及びX六二八

の規則 は、 令和二年四月 か

◎岡山県公安委員会規則第六号

山県道路交通法施行細則 0 部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

県道路交通法施行細則 (昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号) \mathcal{O} 部を次

のように改正する。

に基づく自動車検査証の記載事項のうち車体の形状が」を削る。 条の二第一項第五号イ③ 「道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号)

別表第二の六十二の項を次のように改める。

高島地区) 臨港道路 高島臨港 (岡 Щ 港 築港九番一 Щ 市中 区新築港一 地先に至る間 番 地先から 市中 -区新

別表第二に次の九十二項を加える。

六十二の五 臨港道路(岡	四号線四号線の四号線の四号線の四号線の四号線の四ののののののでは、一部の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四ののでは、日本の四のでは、日本の四のでは、日本の四のでは、日本の四のでは、日本の四のでは、日本の四のでは、日本の四のでは、日本の日本のでは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	三号線 「一港高島地区)高島臨港に	二号線 山港高島地区)高島臨港 : 六十二の二 臨港道路(岡
岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港	港一番三地先に至る間岡山市中区新築港六番一地先から岡山市中区新築	港一番一地先に至る間岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築	築港一番二一地先に至る間岡山市中区新築港一番一一地先から岡山市中区新

一番地先に至る間岡山市中区新築港一番地先から岡山市中区新築港	臨港一四号線 六十二の十二 臨港道路
一番地先に至る間岡山市中区新築港一番地先から岡山市中区新築港	に港一三号線 (岡山港高島地区)高島六十二の十一 臨港道路
築港一番二一地先に至る間岡山市中区新築港一番一九地先から岡山市中区新	一二号線 一二号線 高島臨港
六番一地先に至る間岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港	一一号線 山港高島地区)高島臨港六十二の九 臨港道路(岡
港一番四地先に至る間岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築	一〇号線 一〇号線 高島臨港
築港六番一地先に至る間岡山市中区新築港一番一八地先から岡山市中区新	七号線 山港高島地区)高島臨港 六十二の七 臨港道路(岡
九番一地先に至る間岡山市中区新築港九番地先から岡山市中区新築港	六号線 二十二の六 臨港道路(岡
九番一地先に至る間	五号線五号線

岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築	六十二の二十 臨港道路
港一番七地先に至る間 岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築	臨港二一号線(岡山港高島地区)高島六十二の十九 臨港道路
港一番七地先に至る間岡山市中区新築港一番七地先に至る間	臨港二〇号線 (岡山港高島地区)高島六十二の十八 臨港道路
港一番地先に至る間岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築	臨港一九号線(岡山港高島地区)高島六十二の十七 臨港道路
港一番九地先に至る間岡山市中区新築港一番七地先から岡山市中区新築	臨港一八号線(岡山港高島地区)高島六十二の十六 臨港道路
港一番九地先に至る間岡山市中区新築港一番九地先から岡山市中区新築	臨港一七号線(岡山港高島地区)高島六十二の十五 臨港道路
築港一番二一地先に至る間岡山市中区新築港一番二一地先に至る間	臨港一六号線 (岡山港高島地区)高島六十二の十四 臨港道路
港一番一地先に至る間岡山市中区新築港一番一地先から岡山市中区新築	臨港一五号線 (岡山港高島地区)高島六十二の十三 臨港道路

六番地先に至る間岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港	二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
六番地先に至る間 岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港	二、一、
六番地先に至る間	に は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
六番地先に至る間の山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港	二十四 臨港道路 (岡山港高島地区) 高島 高島
港一番三地先に至る間岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築	に (岡山港高島地区)高島 (岡山港高島地区)高島
港一番三地先に至る間岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築	に出こ四号線 (岡山港高島地区)高島 (岡山港高島地区)高島
港一番三地先に至る間岡山市中区新築港一番三地先から岡山市中区新築	に は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
港一番七地先に至る間	(岡山港高島地区) 高島

岡山市南区築港元町一二番一五地先から岡山市南	六十二の三十五 臨港道路
港九番四地先に至る間岡山市中区新築港九番五地先から岡山市中区新築	に は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
港九番五地先に至る間岡山市中区新築港九番四地先から岡山市中区新築	に これ に これ に これ に これ に これ に い 三十三 に これ に い 言 品 に い これ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に い に れ に れ
港九番四地先に至る間岡山市中区新築港九番四地先に至る間	臨港三四号線 (岡山港高島地区)高島六十二の三十二 臨港道路
九番地先に至る間岡山市中区新築港九番地先から岡山市中区新築港	二三号線 (岡山港高島地区)高島 (岡山港高島地区)高島
港六番六地先に至る間岡山市中区新築港六番六地先から岡山市中区新築	に (岡山港高島地区)高島 六十二の三十 臨港道路
九番一地先に至る間岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港	臨港三一号線 (岡山港高島地区)高島六十二の二十九 臨港道路
六番地先に至る間岡山市中区新築港六番地先から岡山市中区新築港	に は は は は は は は は は は は は は は は は は は は

突堤臨港道路 (宇野港宇野地区)第一 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	リー埠頭臨港道路 六十二の四十一 臨港道路	臨港五号線(岡山港福島地区)福島六十二の四十・臨港道路	臨港四号線(岡山港福島地区)福島六十二の三十九(臨港道路	臨港三号線(岡山港福島地区)福島六十二の三十八・臨港道路	臨港二ー二号線 (岡山港福島地区) 福島六十二の三十七 臨港道路	臨港二ー一号線 、一一号線 、一一一号線	臨港一号線(岡山港福島地区)福島
目一番四地先に至る間玉野市築港一丁目一番三地先から玉野市築港一丁	目三番二地先に至る間 玉野市築港一丁目一番一地先から玉野市築港一丁	市場一丁目一番一地先に至る間岡山市南区市場一丁目一番一地先に至る間	区市場一丁目一番一地先に至る間岡山市南区築港元町一二番一五地先から岡山市南	区築港元町一一番二〇地先に至る間岡山市南区築港元町一一番二〇地先から岡山市南	区築港元町一一番四七地先に至る間岡山市南区築港元町一一番四七地先から岡山市南	区築港元町一一番二〇地先に至る間岡山市南区築港元町一一番二〇地先から岡山市南	区築港元町一一番四七地先に至る間

(水島港水島地区)高島 (水島港水島地区)高島	大十二の四十八 臨港道路 大十二の四十八 臨港道路	連絡道路(三号線)	道路 (宇野港田井地区)幹線	突堤臨港道路 (二) 実界港宇野地区) 第三 に に の四十五 臨港道路	突堤臨港道路(一) (宇野港宇野地区)第三 (宇野港宇野地区)第三	港臨港道路(一)
塩生二七六七番二一地先に至る間	五丁目九番七地先に至る間 エ野市日比五丁目九番七地先に至る間 比五丁目九番七地先から玉野市日比	一番六地先に至る間 玉野市田井六丁目二番地先から玉野市田井六丁目	七番六地先に至る間 玉野市田井六丁目四番地先から玉野市田井六丁目	目三番一地先に至る間 玉野市宇野一丁目三番一地先から玉野市宇野一丁	目三番一地先に至る間玉野市宇野一丁目三番一地先から玉野市宇野一丁	目三番一地先に至る間玉野市宇野一丁目三番一地先から玉野市宇野一丁

	1	-1-	4-				
(水島港玉島地区)幹線六十二の五十七 臨港道路	みなと大橋 (水島港水島地区) 倉敷六十二の五十六 臨港道路	一六号臨港道路(水島港水島地区)水島六十二の五十五(臨港道路	一五号臨港道路(水島港水島地区)水島六十二の五十四(臨港道路	四号臨港道路 (水島港水島地区) 水島六十二の五十三 臨港道路	線臨港道路 (水島港水島地区) 西幹六十二の五十二 臨港道路	幹線臨港道路対出の五十一 臨港道路	(水島港水島地区) 東幹
玉島乙島八二五五番地先に至る間倉敷市玉島乙島七四七一番七九五地先から倉敷市	乙島七四七一番七九五地先に至る間倉敷市水島川崎通一丁目七番地先から倉敷市玉島	水島海岸通二丁目一番三三地先に至る間倉敷市水島海岸通二丁目一番三三地先から倉敷市	島海岸通二丁目一番三三地先に至る間島敷市水島海岸通二丁目一番五地先から倉敷市水	水島海岸通二丁目七番地先に至る間倉敷市水島海岸通二丁目一番三〇地先から倉敷市	岸通三丁目二番地先に至る間倉敷市水島福崎町八番一五地先から倉敷市水島海	岸通二丁目一番三〇地先に至る間倉敷市水島福崎町一番一二地先から倉敷市水島海	丁目一五番二〇地先に至る間

(水島港玉島地区) 東側が十二の六十四 臨港道路	道路No.六(水島港玉島地区)臨港六十二の六十三(臨港道路	道路No.四 (水島港玉島地区) 臨港六十二の六十二 臨港道路	道路No.三 (水島港玉島地区) 臨港六十二の六十一 臨港道路	道路No.二 (水島港玉島地区) 臨港六十二の六十 臨港道路	道路No.一(水島港玉島地区)臨港六十二の五十九 臨港道路	線臨港道路(水島港玉島地区)準幹六十二の五十八(臨港道路	臨港道路
島乙島八二五五番地先に至る間島乙島八二五五番地先に至る間	島乙島八二五六番七一地先に至る間島刃島八二五六番七一地先に至る間	乙島八二三四番二○地先に至る間倉敷市玉島乙島八二五二番八地先から倉敷市玉島	島乙島八二五五番三九地先に至る間島刃島八二五五番三九地先に至る間	島乙島八二五五番一五地先に至る間島乙島八二三四番二〇地先から倉敷市玉	八二五五番一五地先に至る間(食敷市玉島乙島)四番二地先から倉敷市玉島乙島	島乙島八二三四番地先に至る間島刃島八二三四番地先に至る間	

倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島	六十二の七十二 臨港道路
島八二六二番二地先に至る間倉敷市玉島乙島八二五五番地先から倉敷市玉島	ハーバーブリッジ 水島港玉島地区) 玉島六十二の七十一 臨港道路
乙島八二六五番地先に至る間倉敷市玉島乙島八二六二番一地先から倉敷市玉	線臨港道路(水島港玉島地区)南幹六十二の七十(臨港道路
島乙島八二五六番五二地先に至る間倉敷市玉島乙島八二五六番四三地先から	補助幹線臨港道路六十二の六十九 臨港道路
島乙島八二五六番五四地先に至る間倉敷市玉島乙島八二五六番七八地先から倉敷市	は頭臨港道路 (水島港玉島地区) 西側六十二の六十八 臨港道路
乙島八二六四番地先に至る間倉敷市玉島乙島八二五九番五地先から倉敷市	(水島港玉島地区) 西幹 (水島港玉島地区) 西幹
島乙島八二五六番四三地先に至る間倉敷市玉島乙島八二五六番四三地先から倉敷市玉	(水島港玉島地区) 西側 対十二の六十六 臨港道路
島乙島八二五五番地先に至る間 市玉島乙島八二五五番四七地先いら倉敷市玉 島乙島八二五五番四七地先に至る間 ・	

幹線臨港道路一の四(水島港玉島地区)補助六十二の七十九 臨港道路	幹線臨港道路一の三、大十二の七十八、臨港道路	幹線臨港道路一の二(水島港玉島地区)補助六十二の七十七 臨港道路	幹線臨港道路一の一(水島港玉島地区)補助六十二の七十六 臨港道路	埠頭線臨港道路 (水島港玉島地区) 七号六十二の七十五 臨港道路	埠頭臨港道路 (水島港玉島地区) 六号六十二の七十四 臨港道路	埠頭臨港道路 (水島港玉島地区) 五号六十二の七十三 臨港道路	埠頭臨港道路(水島港玉島地区)四号
島乙島八二五九番一〇地先に至る間島入島八二五九番一二地先から倉敷市玉島	乙島八二五九番一七地先に至る間倉敷市玉島乙島八二五九番五地先から倉敷市玉島	乙島八二五九番六地先に至る間	島乙島八二五九番一六地先に至る間島入島八二五九番一六地先に至る間	島八二六五番地先に至る間島八二六五番地先に至る間	乙島八二六二番二地先に至る間倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島	乙島八二六二番二地先に至る間倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島	乙島八二五九番五地先に至る間

六十二の八十七 臨港道路	(水島港玉島地区)補助 (水島港玉島地区)補助	幹線臨港道路四の一(水島港玉島地区)補助六十二の八十五 臨港道路	対線臨港道路三の一(水島港玉島地区)補助対場対場対場対場対場対場対場対場対場対場対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象対象	(水島港玉島地区)補助 (水島港玉島地区)補助	幹線臨港道路二 (水島港玉島地区) 補助六十二の八十二 臨港道路	(水島港玉島地区)補助六十二の八十一 臨港道路	幹線臨港道路一の五
倉敷市玉島乙島八二六三番三地先から倉敷市玉島	島乙島八二六三番三地先に至る間島乙島八二六三番三地先に至る間	島乙島八二六五番地先に至る間島乙島八二六五番地先に至る間	島八二六六番地先に至る間島八二六六番地先に至る間	島八二五九番一二地先に至る間島八二五九番一二地先に至る間倉敷市玉島乙島八二六二番地先から倉敷市玉島乙	乙島八二六二番二地先に至る間倉敷市玉島乙島八二六二番二地先から倉敷市玉島	島乙島八二五九番三地先に至る間島乙島八二五九番三地先に至る間	島乙島八二五九番一五地先に至る間島別二五九番一五地先から倉敷市玉島

幹線臨港道路四の四(一)	乙島八二六三番三地先に至る間
幹線臨港道路四の四(二) 対十二の八十八 臨港道路 六十二の八十八 臨港道路	島八二六四番七地先に至る間島八二六四番七地先に至る間
幹線臨港道路四の六(水島港玉島地区)補助六十二の八十九 臨港道路	
幹線臨港道路四の七 (水島港玉島地区)補助六十二の九十 臨港道路	島八二六四番七地先に至る間島八二六四番七地先に至る間島八二六四番七地先に至る間
幹線臨港道路四の八 (水島港玉島地区)補助六十二の九十一 臨港道路	島乙島八二六三番三地先に至る間島乙島八二六三番三地先に至る間
幹線臨港道路四の九 (水島港玉島地区)補助六十二の九十二 臨港道路	島八二六四番七地先に至る間島八二六四番七地先に至る間
幹線臨港道路六の一 (水島港玉島地区)補助六十二の九十三 臨港道路	島八二五九番一二地先に至る間島八二五九番一二地先に至る間

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第三十五号

次の表の上欄に掲げる路線に応じ、 和二年十月一日から施行する。 の六の項の上欄の規定により、岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)第二条の 同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、令

則第二条の表の六の項の 平成二十七年岡 上欄の規定による岡山県公安委員会が必要と認める交通誘導警 山県公安委員会告示第二十七号(警備員等の検定等に関する規

令和二年三月三十一

日

公 安 委 員

尚

八 一般国道三一三号 岡山県の全域	七 一般国道二五〇号 岡山県の全域	六 一般国道一八一号 岡山県の全域	五 一般国道一八〇号 岡山県の全域	四 一般国道一七九号 岡山県の全域	三 一般国道五三号 岡山県の全域	二 一般国道三〇号 岡山県の全域	一 一般国道二号 岡山県の全域	路線	
山県の全域	山県の全域	田県の全域	山県の全域	山県の全域	田県の全域	山県の全域	山県の全域	区間	

十一 一般国道四三〇号 岡山県の全域 田山県の全域 田山県の全域 岡山県の全域 岡山県の全域 岡山県の全域		
県道岡山児島線 県道岡山児島線 県道岡山牛窓線 岡岡山井窓線 岡岡田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	_	岡山県の全域
県道岡山児島線 県道岡山牛窓線 岡岡山井窓線	1	岡山県の全域
県道岡山牛窓線岡川東道岡山牛窓線岡		岡山県の全域
県道岡山港線岡山半窓線岡		岡山県の全域
県道岡山港線 岡		岡山県の全域
		岡山県の全域

.山海区漁業調整委員会指示令和元 年度第二号

漁業法 地先海 (昭 和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項 水産動 \mathcal{O} 繁殖保護を図るため、 水産動植物 0 0 規定に 採捕 0 V ŋ

とおり指示す

令和二年三月三十一 日

海区漁業調整委員会

長 本

保護区域

に掲げる点ア及び点イを結んだ直線と最大高潮時 海岸線とに ょ 0 て囲まれた区

お ては、 水産動植物を採捕し てはなら

備前市日生町鹿久居島だん亀南

点ア

備前市日生町鹿久居島堤東端に設置

小型機船底びき網漁業の禁止区域

次に掲げる区域内にお

ては、

小型機船底びき網漁業を操業し

ては

ならな

ア 次に掲げる点 イ及び点ウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによ て囲まれ

区域

備前 市 生町 鹿 久居島だ W

点ウ 備前市 生町 鹿 久居島水 浦西側突端

次に 掲げ る点ウ及び 点 エを結ん だ直線と最大高 潮時海岸線とによ て囲まれ

区域

点ウ 前 市 生町 鹿 久居島 浦

点工 備前市 日生町 鹿久居島水 浦

次に掲げる点オ、 点キ及び点ク の各点を順 次結 W だ二直線と最大高潮時 海岸線

とによって囲まれた区域 (岡 山県海 面漁業調整規 昭 和 四十 年岡 山

十五号) 第四十条に規定する区域を除く。)

備前市 生町 |鹿久居島夜千浜東側突端に

備前市 鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから 真方位 五六度見通 し線と点カ か 5 真方位 七 八 度三〇分見通

の交差点

点 点力 から真方位 七 八度三〇分見通 線と 前 市 久居 \mathcal{O})最大高

時海岸線との交差点

2 かこぎ網漁業、 掲げる区域内 かこぎ網漁業、 ては、 小型機船底びき網漁業の なまここぎ網漁業、 自 家用 餌料 あみこぎ網漁業、 U き網漁業

貝けた網漁業及びなまこけた網漁業を操業してはならない。

次に掲げる点オ、 点キ及び点クの 各点を順次結 だ二直線、 備前 市 日 生 一町

○メートルの距離の線とによって囲まれた区域

居島

0

最大高潮時海岸線及び備前市

日生町頭島

辺

の最大高潮

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点オから真方位 五六度見通し線と点カか ら真方位七 八度三〇分見通

との交差点

点 点カから真方位 七 八度三〇分見通し 前 市 日 生 町 久居 \mathcal{O} 最大高

時海岸線との交差点

次に掲げる点ケ及び点 コ を結ん だ直線と最大高 潮時海岸線とに 0 て囲ま ħ

区域

点ケ 備前 市 生町 大多府島北 西 コ 端に設 置 た標識

点コ 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

一適用除外

の指示 は 試 験研 教育実習又 は 増養殖用 (種卵を含む。) \mathcal{O}

給を含む。) 议 下 試験研 究等」 \Diamond \mathcal{O} 水産動植物 採捕 0 V て当委

出 た者が 行う試験研究等に 9 1 て は、 適用し な

四 指示の有効期間

令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで(三年間)

収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、 次のと

用の裁決手続 0 開始を決定した。

和二年三月三十一日

尚

起業者の

岡山県岡 山市北区大供一

事業の種類

山県南広域都市計画道路事業三・三・

一大元二日市町

決手続の開始を決定する土地の所在、 地番、 地目、 地積等

	丁目	東古松三	山市北区	岡山県岡	戸 右	TE
			番一	三 四 五		也
				宅地	公簿	地
				宅地	現況	
			五七	三五九・	公簿	地
			七〇	三六七・	実測	積 (㎡)
			五.	二四八・〇	の面積(㎡)	収用しよう
は省略)	おり(別図	は別図のと	とする土地	収用しよう		商

兀 土地所有者 0 氏名及び住所

信生 岡山県岡山市北区東古松二丁目七番一六号

五. 土地に関し て権利を有する関係人の氏名、 住所及びその権利 0 種類

	不明	氏名
	不明	
		住
		所
	賃借権	権利の種類
(別図は省略)	別図の駐車区画(一	備考
	図は省	明 不明 賃借権 別図の駐車区

	不明		佐藤	
			憲朗	
	不明	土師方二四二番地	岡山県岡山市北区建部町	
	賃借権		賃借権	
(別図は省略)	別図の駐車区画(六)	(別図は省略)	別図の駐車区画(五)	(別図は省略)

収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、 次の

お 収 用 の裁決手続 \mathcal{O} 開始を決定した。

和二年三月三十一

畄

岡 山市北区大供一

丁目

起業者の

事業の種類

決手続の 開始を決定する土地の所在、 地番、 地目及び 地

山県南広域都市計画道路事業三・三・

一大元二日市町

所 Ш 県 在 地 番 公簿 地 目 況 地 実 \widehat{m}^{2} とする土地 用 面積(m) しよう 要

東古松 山市北 四 区 岡 三三八 宅 地 宅 地 九 \bigcirc 九 不明 五 兀 $\overline{\bigcirc}$ 兀 は省略) 収 用 とする土地 別図のと ŋ (別 図 よう

兀 土 地所有者 0 氏名及び住所

順 岡山県岡山市北区東古松二丁目七番一六号

五. 土地に関し て権利を有する関係 人の氏名、 住所及びその権利の種類

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和二年三月二十四日